

# 首都圏での情報発信及び都市間交流、関係人口創出推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本委託業務は、首都圏において萩・石見空港利用拡大促進協議会（以下 協議会）幹事市町（益田市・浜田市・萩市・津和野町・吉賀町・阿武町 以下 幹事市町）の情報発信等を行うとともに、羽田発着枠政策コンテストの提案事項のひとつである、都市間交流、関係人口創出について首都圏での推進体制を構築し、充実させることで萩・石見空港-東京線の利用拡大につなげることを目的とする。

本要領は、上記目的を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

首都圏での情報発信及び都市間交流、関係人口創出推進業務委託

### (2) 業務内容

別紙「首都圏での情報発信及び都市間交流、関係人口創出推進業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

但し、発注者は必要に応じて期間の延長を受託者へ協議することができる。

### (4) 契約限度額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 事業者の公募

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本事業に参加しようとする事業者（以下「応募者」という。）は（2）に定める業務に関し提案を行うものとし、協議会は当該提案を審査し、事業者の選定を行う。

## 3 発注者

萩・石見空港利用拡大促進協議会

〒698-8650 益田市駅前町17番1号益田駅前ビルEAGA3階

電話：0856-23-0990（直通）FAX：0856-23-4655

E-mail：airport@iwami.or.jp

## 4 参加資格要件

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、協議会の指示に柔軟

に対応できる者

- (2) 幹事市町及び他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

## 5 実施スケジュール（予定）

実施内容	日程※(1)
公募開始（実施要領等の配付）	令和 3 年 2 月 22 日（月）
参加表明書受付期間	令和 3 年 2 月 22 日（月）～ 令和 3 年 3 月 5 日（金）12 時
企画提案書受付期間	令和 3 年 2 月 22 日（月）～ 令和 3 年 3 月 16 日（火）12 時
企画提案書に関する質問書受付期限	令和 3 年 3 月 5 日（金）12 時
企画提案書に関する質問書の回答期限	令和 3 年 3 月 9 日（火） 17：00 までに回答します。
選定結果の通知	令和 3 年 3 月 22 日（月）
契約締結	協議の上決定

※(1)日程については、都合により変更となる場合がある。その場合は、協議会ホームページにおいて告知する。

※(2)審査について、基本的には書類審査とするが必要に応じて提案者に対しヒアリングを行う場合があります。

## 6 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は協議会ホームページからダウンロードすること。（<https://hagiiwami.jp/>）

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 3 年 3 月 5 日（金）12 時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 5 部（正本 1 部・副本 4 部（副本はコピー可））
  - (ア) 参加表明書（様式第 1 号）
  - (イ) 会社概要書（様式第 2 号）

- (ウ) 業務実績書（様式第3号）
- (エ) 誓約書（様式第4号）
- (オ) 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）
- (カ) 財務諸表（法人の場合のみ）
- (キ) 住民票（個人事業主の場合）

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和3年3月16日（火）12時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 5部（正本1部・副本4部（副本はコピー可））
  - (ア) 企画提案書（様式第5号）
  - (イ) 業務遂行スケジュール（様式自由）  
様式は自由とし、A4サイズ、横長片面で1枚以内とする。
  - (ウ) 参考見積書（様式自由）  
様式は自由とし、消費税及び地方消費税を含む額とする。  
見積書は、事業者名を記名して捺印の上、あて先は萩・石見空港利用拡大促進協議会長あてとすること。

## 9 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式第6号）により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和3年3月5日（金）12時（必着）
- (2) 提出先 事務局（FAXにて送付し、受信確認を行ってください。）
- (3) 提出様式 質問書（様式第7号）
- (4) 回答期限  
令和3年3月9日（火）17：00までに回答致します。
- (5) 回答方法  
協議会ホームページにて回答を公表することとする。

## 10 審査及び評価

- (1) 審査員  
萩・石見空港利用拡大促進協議会内のから選出する3名の審査員にて、参加資格、提案内容等について総合的に審査を行う。
- (2) 審査
  - (ア) 提出書類に基づき審査を行う。審査員が「別添 評価基準」に基づき審査する。  
但し、審査員が必要とする場合には提案者に対しヒアリングを行う場合もある。
  - (イ) 審査結果は令和3年3月22日（月）に、書面により応募者全員に通知することと

し、選考結果については協議会ホームページで公開する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

#### 1.1 その他事項

- (1) 7による参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (2) 協議会は、本公募における郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 提案に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属する。
- (5) 企画提案書その他の提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。